## ◆特集 テロリズム対策◆

## 9・11同時多発テロ事件以後の米国におけるテロリズム対策

井樋 三枝子

#### 【目次】

はじめに

- I 同時多発テロ事件以後のテロ対策
  - 1 主な対策
  - 2 独立調査委員会勧告
  - 3 その他の対策
- Ⅱ テロリズム関連用語の定義
  - 1 移民及び国籍法上の定義
  - 2 犯罪、刑事訴訟関係法上の定義
  - 3 国務省テロ年次報告書の定義
- Ⅲ テロ対策に対する評価
  - 1 「9・11独立調査委員会勧告の進捗状況」
- 2 「9・11公共的討議プロジェクト最終報告書」 おわりに

#### はじめに

アメリカは、冷戦時代からしばしばテロリズムの攻撃対象となってきた。そのため、アメリカは、現在まで様々なテロ対策をとってきた。

しかし、2001年9月11日に発生したアルカーイダによる9・11同時多発テロ事件(以下「同時多発テロ事件」とする。)は、それまでのアメリカに対するテロ攻撃の中でも、最も大きな

影響を与えたものといえるであろう。

本稿では、広範で長期にわたるアメリカのテロ対策の中でも、特に同時多発テロ事件以後採られたものについて、以下の順に俯瞰を試みたい。

まず、同時多発テロ事件以後採られた主なアメリカのテロ対策を時系列に概説する。次に、アメリカの法律、政策上の主なテロリズム関連用語の定義をまとめ、紹介する。最後に、これらのテロ対策についての評価として、2005年末に出された2つの報告を紹介する。

#### Ⅰ 同時多発テロ事件以後のテロ対策

#### 1 主な対策

同時多発テロ事件以後のアメリカにおけるテロ対策は、連邦法に基づいて独立して活動する機関として設置された「同時多発テロ事件に関する調査委員会」(National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States,以下「独立調査委員会」とする。)の調査の過程で指摘され、最終報告書で勧告として出されたものを実行していくという流れとなっている。主な事項を以下の表に時系列に沿って掲げる。

#### 2001

#### 9.11 同時多発テロ事件発生

# 9. 23 大統領令第13224号 (Executive Order No. 13224) 発令 同時多発テロ事件を受け、タリバンやアルカーイダ等のテロ組織や特定個人、団体を指定して、彼らの資産の凍結と、彼らとアメリカ国民との間での寄付行為を含む取引行為を禁止した。 10. 26 2001年米国愛国者法 (U.S.A PATRIOT Act) 制定 同時多発テロ事件を受け、捜査機関の権限の拡大や国際マネーロンダリングの防止、国境警備、出入国管理、テロ被害者への救済などについて新たに規定を行った。

#### 2002

# 3. 11 「国土安全保障勧告システム(Homeland Security Advisory System)」設立を内容とする国土 安全保障大統領令3(HSPD-3)発令

このシステムは、連邦、州政府、地方自治体及び国民にテロのリスクに関する情報を包括的及び効率的に広めることを目的とする。内容は、①国土安全脅威勧告、②国土安全情報広報、③テロ警戒水準(5段階)表示の3つがある。

- ①は、連邦、州、地方自治体、企業、同盟国を対象とした、重要インフラや資産に関連する勧告。セキュリティーや防護状態を大きく改善する新しく開発された方法や処置等を勧告内容とする。
- ②は、政府や企業に対し国家の重要インフラ等に関わる一般的な脆弱性、パッチ等の情報警告メッセージを伝えるもの。
- ③は、主に一般市民向けの指標。脅威レベルについては、国土安全保障長官が、国土安全保障会議と協議の上で決定する(HSPD-3発令時は「状況により国土安全保障担当大統領補佐官と協議の上、司法長官が決定する」とあった。)。国土安全保障省ホームページ等でテロの危険性を5段階に色分けして表示し、取るべき対応等を示している。
- ・緑(低い)防護措置計画の確認やトレーニングの遂行
- ・青(慎重を期する)指揮系統の確認、緊急時対応・手順の見直し等の遂行
- ・ 黄色 (高まっている) 重要な地域の監視体制の強化、緊急時対応計画の適切な遂行
- ・オレンジ(高い)イベントの開催延期・中止を検討、危険と見られる施設への立入制限
- ・赤(重大)緊急時に備えた増員、配置転換、輸送交通システムに対する監視の強化や運用の制限、 政府関連施設などの閉鎖、避難勧告への備えを市民に対して要求

## 7. 16 ブッシュ大統領による国土安全保障国家戦略(National Strategy for Homeland Security)の発 表

2002年国土安全保障法制定への提言となる。この戦略はテロリストが米国の防衛、緊急事態対応の弱点を攻撃するという前提で策定された。また、テロリストが化学・生物・放射性・核兵器の入手努力を行っていることも重要視し、加えて、テロリストが国家の重要インフラに対するサイバー攻撃等の専門知識を蓄積していることを危惧している。

最も切迫し深刻な敵としては、アルカーイダを想定しているが、その他の国際・国内テロ組織についても言及されている。

この戦略では国土安全保障機能を、以下の6つに分類している。

- 1 情報・諜報及び警告
- 2 国境及び輸送の警備
- 3 国内のテロ対策
- 4 重要インフラの防衛
- 5 大規模テロに対する防衛
- 6 緊急事態への対応

 $1 \sim 3$ は主としてテロ攻撃の防止に重点を置き、4及び5は米国の脆弱性の改善に重点を置き、6は実際にテロが発生した場合の損害を最小限に抑えることとその復旧に重点を置いている。

また、戦略の重要要素として、情報・諜報能力及びテロ警告能力の大幅な改善をあげ、法律、科学・技術、情報の共有と情報システム、国際協力の4つを重要基盤としてあげている。

# 9. 17 ブッシュ大統領による「米国国家安全保障戦略 National Security Strategy (NSS)」の発表 アメリカの国家安全保障戦略の中核を成し、他の付随的な戦略の土台となっている。テロ対策についてもここで安全保障上の位置づけが行われている。概要は以下の通り。

- ・人間の尊厳の擁護
- ・国際テロリズム撲滅への同盟強化と、アメリカと友好国への攻撃抑止の取組み
- ・地域紛争緩和のための他国との協力
- ・大量破壊兵器保有国によりアメリカや同盟国、友好国に及ぼされる脅威の阻止
- ・自由市場と自由貿易を通じた世界的経済成長の新たな時代の前進
- ・社会の解放と民主主義の基盤確立による発展の輪の拡大
- ・国際勢力の中心となる他国との協力活動の計画作成
- ・アメリカの国家安全保障機関の変革による21世紀の好機を生かした課題への取組み

#### 11. 25 2002年国土安全保障法制定

「国土安全保障国家戦略」を受け、総合的統一的な権限・機能を有する省の新設を中心とする国土安全保障体制の全面的再編を目指すもの。この法律により国土安全保障省(Department of Homeland Security)が創設。

#### 11. 27 独立調査委員会の設置

同日成立の2003会計年度情報授権法(PL.107-306)により設置。同時多発テロ事件に関連する事実 と原因を検証し、報告することを目的として設立。当初はブッシュ大統領による設置反対の圧力があっ たが、被害者家族らの強い要求が実った。

#### 12. 10 ブッシュ大統領による「大量破壊兵器に対する国家戦略(National Strategy to Combat

## Weapons of Mass Destruction)」の発表

大量破壊兵器を用いたテロに対抗するアメリカの政策を策定。以下の3本の柱からなる。

・大量破壊兵器拡散及び使用の抑止

テロ組織等への大量破壊兵器移転の抑止(軍事力による移転阻止を含む)。抑止の失敗を受け先 制手段等で大量破壊兵器を破壊する等の防衛。

・大量破壊兵器の拡散に対する抑止の強化

NPT や CCW、BWC 等の関連国際協定の履行を確保。「ナン・ルーガー・プログラム」(旧ソ連 の核備蓄の安全性の確保と解体を促す計画)や「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8グロー バル・パートナーシップ (2002年6月カナナスキス・サミット)」(ロシアを対象とした不拡散、軍 縮、テロ対策及び原子力安全に関連する計画の協力と実施についての提言)等、多国間で不拡散に 取組み、外交的手段により兵器供給国を抑制する。

・大量破壊兵器使用に関する事後管理

被害管理の技術の開発、連邦政府間又は州との調整を図り、国土安全保障戦略で言及する計画を 包括的なものにすること。

#### 2003

2.14 ブッシュ大統領による「対テロ国家戦略(National Strategy for Combating Terrorism)」の発 表

ブッシュ政権下でのはじめての総合的な対テロ政策の枠組みを定めたもの。ここでは、戦略目標とし てテロ対策の原則の「4D」が掲げられている。

- ・テロリストとその組織を打ち負かすこと(Defeat)
- ・テロリストへの後援、支持及び聖域の提供を否定すること(Denv)
- ・テロリストが利用しようとする根源的な社会的悪条件を減少させること(Diminish)
- ・本土と外国におけるアメリカ市民とアメリカの権益を守ること(Defend)

#### 2004

2.24 「国家安全保障省戦略計画(The DHS Strategic Plan)」の発表

> テロリストの攻撃から国土を保全するために国家を組織化し、準備し、結集する。 目的:

アメリカの自由の保持及び国土の防衛

アメリカ防衛の国家統一的な取組みの先導。テロリストの攻撃の防止・阻止、その他の国家 的脅威及び災害からの保護、脅威への対応、国境の安全確保

戦略的目標: 以下の7つの目標を設定

認知 脅威の特定と認知、脆弱性の査定、衝撃に対する潜在的影響を判断し、時期に応じた情報を 国民と国土安全保障上の同盟国に周知

防止 国土に対する脅威の検知、防止、軽減

防護 テロ、自然災害その他の緊急事態からの国民とその自由、国家の重要インフラ、財産、経済

反応 テロ、自然災害その他の緊急事態に対する国家的対応の指導、管理、調整

回復 テロ、自然災害その他の緊急事態が起きた後における、地域の再建、公共サービスの復旧の ための国家、州、地方又は民間領域の取組みの先導

関連サービス 合法的な通商、旅行、移民を促進することによる公共への効率的な貢献

機構の有効化 省の人材を尊重し、能率、有効性そして運用上の相乗効果達成のため、共通の帰属 意識、新制度、相互尊重、証明責任及びチームワークを促進する土壌の創造

#### 4. 28 「21世紀のためのバイオ防衛 (Biodefense for the 21st Century)」国土安全大統領令10 (HSPD-10) 発令

生物兵器を使ったテロ攻撃に備え、生物兵器探知のためのアメリカ大都市への環境観測網設置等を内 容とする生物兵器探知計画の策定や、ワクチンの開発・生産、情報収集の強化等のあらゆる対策をと ることを指示する大統領指令。

以下の4つの柱からなる。

脅威の認識:生物兵器関連情報の収集・分析能力の強化や脅威の予測能力等を強化

防止と防御:バイオテロ未然防止のための生物兵器やその製造技術の査察や拡散防止に向けた体制整

備、国内重要インフラの防御

監視と探知:生物兵器監視能力の強化

対応と回復:バイオテロ被害者の救護能力と汚染除去能力等の向上

7. 21 2004年バイオシールド計画法(Project BioShield Act of 2004)成立

ブッシュ大統領が、2003年の一般教書演説で言及した「バイオシールド計画」を立法化。製薬会社、研究所に対し、通常では採算の見通しの立たない、抗ウィルス剤、放射能被爆者用医療品、ワクチンなどの研究開発、商品化を促す措置を講じる計画。開発医薬品の調達優先なども規定する。

7 . 22 **独立調査委員会最終報告書(the 9・11 Commission Report)発表** 本稿 I の 2 で概要を述べる。

12. 17 **2004年情報機関改革及びテロリズム予防法(Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act** of 2004)成立

独立調査委員会報告書の勧告の実現を主な内容とする法律。一部の内容は先送りされ2005年 REAL ID 法に組み込まれて法制化(2005年 5 月)。

#### 2005

## 1. 6 国土安全保障省による「国家応急対応計画 National Response Plan)」の発表

被害を最小限に抑えるために、被害管理体制を整備し、国内でのテロや災害等に対する包括的なアプローチを設定。スタッフォード法に基づく緊急事態宣言等の手続が定められていた「連邦緊急対応計画(Federal Response Plan)」等の関連する緊急事態対応の計画を組み入れた上で、これらにとって代わるものとされている。これに基づき、第一対応者となる州、地方自治体の警察、消防等へのトレーニングや全米被害管理システム等のガイドラインが作成される。また、省庁間、州、地方自治体との連携等についても定める。

事件処理における優先事項としては、以下の7点がある。

- ・人命を救助し、公衆、対応者、復旧作業者の健康と安全を守る。
- ・国土の安全を確実にする。
- ・テロリズムの行為を含む切迫した事件の発生を防ぐ。
- ・重要インフラや、重要な資産を復興する。
- ・事件を解決するための法執行官による捜査を執り行い、容疑者を逮捕し、訴追のために証拠を収集 保存する。
- ・財産を保全し、個人、コミュニティ、環境に対する損失を最小限に防ぐ。
- ・個人、家族、企業、政府そして環境の回復を促進する。

#### 5 . 11 **2005年 REAL ID 法成立**

独立調査委員会報告書で指摘された出入国管理制度の脆弱性を補完する目的で、難民・移民制度改革、メキシコ国境のフェンス設置、運転免許証及び身分証明書等の連邦統一基準の作成を内容とする。

12. 5 「9・11公共的討議プロジェクト(the 9・11 Public Discourse Project)」最終報告書発表 独立調査委員会解散後、独立調査委員会最終報告書の勧告内容の実行状況及び勧告内容の正確性を精 査する目的でメンバーが設立した非営利組織。概要については、本稿Ⅲの2において述べる。

#### 12. 22 米国愛国者法の時限規定の時限を2006.2.3に改正する法律成立

愛国者法には時限規定が存在する。それらは主に、外国諜報活動監視法に関連する通信傍受や業務記録の入手時の令状取得要件を緩和し、捜査権限を拡張した規定であり、審議時からプライバシーの侵害の恐れが指摘されていた。ブッシュ大統領は、これらの規定がテロの未然防止やテロリストの捜査に多大な成果を上げていることを理由に、規定の恒久化を強く希望した。しかし、連邦議会議員や州議会議員の間では、これらの規定の人権侵害を危惧する声が高まっており、恒久化法案の成立が難航したため、当分の間、期限を延長する措置がとられた。

#### 2006

# 2.3 米国愛国者法の時限規定の時限を2006.3.10に改正する法律成立

#### 2 独立調査委員会勧告

独立調査委員会最終報告書では、以下の項目について勧告が出されており、その主なものは、2004年情報機関改革及びテロリズム予防法(以下「2004年法」という。)、2005年 REAL ID 法(以下「REAL ID 法」という。)で法制化されている。( )は該当規定である。

- ・テロリストの移動を阻止するため、情報機関 と法執行機関が協力すること。(2004年法第 4編B部及び第5編)
- ・交通機関や原子炉等の重要施設へのアクセス を含めたチェックポイントについて、アメリ カ国境保全システム上にネットワークを構築 すること。
- ・国土安全保障省は、生体認証出入国選別システムを構築すること。そのシステムは、合法的な旅行者用のシステムを含み、滞在を申請する外国人のためのシステムと統合すること。(2004年法第7編 B部)
- ・テロリストの入国防止のため、他国政府とテロリスト情報の交換等の協力を進め、中長期的にアメリカと世界の出入国管理及び国境警備水準を引き上げること。(2004年法第7編B部)
- ・連邦捜査局(FBI)や国土防衛関係諸機関の 強化、テロ対策情報センター、国家情報長官 を新設すること。(2004年法第1編及び第2 編)
- ・国土安全保障省が、大統領の指示の下、全体 目標を念頭におき、包括的なチェックシステ ムを構築すること。(2004年法第4編A部)
- ・出生証明書や運転免許証等の身分証明となる 証明書発給の基準を連邦政府が作成するこ と。(REAL ID 法第 2 編)
- ・危険度に応じた優先順位を付し、連邦政府に 対し現実的でコストに見合う最適の方法で、 保護を必要とする交通資産の特定と評価を求

め、取組みを実行するための計画、予算、基金の策定を求めること。計画は、関連当局(連邦、州、地域、地方)及び私人の利害関係者に役割と使命を課すものとすること。(2004年法第4編A部)

- ・乗客事前識別コンピュータシステムの後継システムについて、搭乗禁止リスト(No-Fly List)と被選出者リスト(Automatic Selectee List)の改善と利用の促進を図ること。(2004年法第4編B部)
- ・米国運輸保安局に、所持品検査の実施において人的要因で生じる問題の研究を要求すること。(2004年法第4編B部)

#### 3 その他の対策

(1) テロ対策の原則の設定

アメリカのテロ対策には、以下の4つの原則 があり、これらは"Patterns of Global Terrorism" (国務省テロ年次報告書) に記載されている。

- ・テロリストに譲歩しない、取引しない。
- ・テロリストの犯罪を法廷で裁く。
- ・テロ支援国家の行動を変更させるために、そ の国を孤立させ、圧力をかける。
- ・アメリカと協力する国、支援を要請する国の 対テロ能力を向上させる。
- (2) テロの脅威を公衆に適切に周知する各種報告書の作成及びデータベースによる情報の提供

以下のようなテロ関連の報告書、データベースが提供されている。

・国家対テロセンター(National Counter Terrorism Center(NCTC))刊行 "A Chronology of Significant International Terrorism for 2004"(「2004年重要国際テロ 年表」) · 国務省刊行 "Patterns of Global Terrorism"

(「国務省テロ年次報告書」)

・FBI刊行 "Terrorism in the United States" (「アメリカにおけるテロリズム」)

- ・National Memorial Institute for Prevention of Terrorism (MIPT) 提供 "Terrorism Knowledge Base (TKB)" (各省庁文書を含めたテロ関連情報の包括的なナレッジ・ベース)
- (3) 敵を明確にするためのテロ団体指定制度の利用
- ・経済的な制裁への利用
  - ① 大統領令第13224号 (Excusive Order No. 13224) による指定

テロリストに資金供与を行う恐れのある 団体、その下部組織、個人を指定し(2006 年2月28日現在大統領令第13268号により 指定リストが改正されている。)、それらの アメリカにおける資金の凍結、アメリカ国 民との取引の禁止を規定している。イスラ ム系の団体が多い。

② テロ支援国家の指定

輸出管理法(合衆国法典第50編 App. 第2405条 j 項)により、国務長官は、「国際テロ行為に対する支援を続ける」外国政府を、テロ支援国家に指定する権限を有する。テロ支援国家に指定された国(2006年 2 月現在、キューバ、イラン、リビア、北朝鮮、スーダン、シリア)は、テロ支援国家と特定の交易を行う個人又は国を罰するその他の制裁法の対象ともなる。また、テロ支援国家に対する輸出に関して、ライセンス発行前に関連する議会の各委員会への通知義務が規定されている。2004年法第7102条により、この第2405条 j 項は改正され、テロリスト及びテロリスト組織が聖域として使っている国もあわせて同様の制裁を課す

ることとなった。

・出入国管理のための利用

移民及び国籍法では「テロリスト組織」を、 以下の3種類のように規定していた。

- ① 合衆国法典第8編第1189条に基づき国務 長官により指定されたテロ組織
- ② その団体が、テロリストの行為のために 扇動、関与、計画、準備、情報の収集や物 的支援を行ったことが判明した後で、司法 長官の要請によるか、司法長官との協議の 上で国務長官によりテロリスト組織として 指定され、連邦官報に掲載される団体
- ③ 2名以上により構成され、組織化されているか否かにかかわらずテロリストの活動のために情報を収集し、準備し、計画し、関与した団体

このようなテロリスト組織と関係を持つことは、アメリカへの入国拒否や強制退去等のテロ関連理由である「テロリストの活動に従事する」こととされる。①、②がいわゆる「指定組織」と呼ばれるものであるが、非指定組織は、③のような条件を満たす場合にのみ、移民及び国籍法上のテロリスト組織とみなされていた。

REAL ID 法では、この「テロリスト組織」の定義を改正し、指定がない組織もテロリスト活動もしくはテロリスト組織のために資金もしくは構成員を勧誘し、物理的援助を提供する場合又はテロリスト活動に従事する下部組織を持つ場合には、移民及び国籍法上のテロリスト組織とした。そのため、移民及び国籍法上の「テロリストの組織」団体の数が増え、入国拒否等の条件が拡大した。

#### Ⅱ テロリズム関連用語の定義

「テロリズム」という用語自体、多面的な捉

え方をされる用語であり、一口にテロ対策といっても、そこで示される「テロリズム」が、 具体的にどのような要件を満たす行為を指すかは、場合によって異なる。アメリカにおいても、 テロリズムの統一した定義というものは存在しない。しかし、法律上、政策上はいくつかの定義が存在する。その主なものを以下に紹介する。

法律上のテロリズム関連用語の定義には、少なくとも、以下の3つが存在しており、それぞれの場合で使い分けられている。

- ・移民及び国籍法上の定義
- ・犯罪、刑事訴訟関係法上の定義
- ・国務省テロ年次報告書の定義

#### 1 移民及び国籍法上の定義

(1) テロリスト組織 (合衆国法典第8編第1182 条 a 項(3)(B)(vi))

移民及び国籍法上、テロリスト組織は、次の 3種類に分けられる。

- ① 合衆国法典第8編第1189条に基づき国務 長官により指定されたテロ組織
- ② 団体が、テロリストの行為のために扇動、 関与、計画、準備、情報の収集や物的支援 を行ったことが判明した後で、司法長官の 要請によるか、司法長官との協議の上で国 務長官によりテロリスト組織として指定され、連邦官報に掲載される組織
- ③ 2名以上により構成され、組織化されているか否かにかかわらずテロリスト活動又はテロリスト組織のために資金を懇請しもしくは構成員を勧誘し又は物理的援助を提供し又はテロリスト活動に従事する下部組織を持つ団体
- (2) テロリスト活動に従事する行為 (合衆国法 典第8編第1182条 a 項(3)(B)(iv))

上述③のように「テロリスト活動に従事する |

ことは、その団体が「テロリスト組織」であるとされるかどうかの要件の1つとなっている。 以前は、国務長官により指定されたテロリスト 組織の場合以外は、テロ活動を助長することを 知らないか、合理的に知りえない理由の存在を 証明できれば、実際にそれがテロ活動のための 情報収集や準備であったとしても「テロリスト の活動に従事する」とはみなされなかった。 かし、REAL ID 法では、指定の有無にかかわらず、テロリスト組織への物的支援やテロリスト組織の支援、勧誘活動を行うことや指定テロリスト団体の「構成員」に対する物的支援を行うことも「テロリスト活動に従事する」と定義 づけ、入国拒否や強制退去処分の根拠理由とした。

#### 2 犯罪、刑事訴訟関係法上の定義

(1) テロリズム(合衆国法典規則第28編0.85条) 政治的又は社会的目的の推進をはかり、政府、 市民又はこれらの一部を脅迫又は威圧するため に人又は財産に対して暴力を違法に利用するこ

# (2) 国際テロリズム (合衆国法典第18編第2331条)

民間人に対し脅迫・強要をすること、脅迫や 強要により政府の政策に影響を与えること、又 は暗殺や誘拐により政府の行為に影響を与える ことを狙って行われる、合衆国もしくは州の刑 法に違反する暴力行為又は人間の生命にとって 危険な行為。合衆国又は州の領域的裁判管轄権 内で行われた場合に犯罪となる行為で主として 合衆国の領域的裁判管轄権の外、又は国境を越 えて行われる。

(3) 国内テロリズム (合衆国法典第18編第2331条)

30 外国の立法 228 (2006.5)

(2)と同じ行為であるが、主として合衆国の領域的裁判管轄権内で行われるものを指す。

#### 3 国務省テロ年次報告書の定義

#### (1) テロリズム(合衆国法典第22編第2656f条)

政治的に動機付けられた計画的暴力であり、 非戦闘員に対して向けられ、サブナショナルな 団体又は秘密情報部員によって行われ、通常は 公衆に影響を与えようとするもの。「非戦闘員」 とは軍人以外のものをいい、軍人であっても非 武装、非番の場合を含む。「秘密情報部員」に は国家の情報機関の命令に従い活動する者も含 まれる。

#### Ⅲ テロ対策に対する評価

同時多発テロ事件以降のアメリカのテロ対策 について、現状を評価したものの中から、立場 の異なる2つを紹介する。

#### 1 「9・11独立調査委員会勧告の進捗状況|

この「9・11独立調査委員会勧告の進捗状況 (Progression the 9・11 Commission Recommendations)」は、対テロ政策における 行政府の達成事項を掲げるもので、2005年12月 5日にブッシュ大統領が公表した。

ここでまず主張されているのは、以下の4点である。

- ・ブッシュ大統領の最優先課題は、アメリカの 人々の安全と保護である。
- ・独立調査委員会の勧告を実施するために、行 政府は議会とともに努力を重ねてきた。
- ・行政省庁は、上記勧告の履行において繰り返 し証言を行ってきた。
- ・大統領は独立調査委員会の業務を支援した。

この主張に続いて「重要な制度上の成果及び 達成項目」として以下のことを掲げている。

・国家情報長官の指名

#### (2004年法第1編)

- ・国家テロ対策センターの設立 (同上)
- ・国内核物質探査局 (Domestic Nuclear Detection Office (DNDO)) の設立

テロリストによる核攻撃に対抗するため国 土安全保障省に2005年4月に設立された機関 で、放射線検知器の開発や教育訓練などを担 当している。

・テロリスト審査センター (Terrorist Screening Center (TSC)) の設置

(2004年法第4編B部では、TSC は飛行機の 旅客検査のさらなる高度化を義務づけられ た。)

2003年ブッシュ大統領の一般教書演説で設置が言及され、国土安全保障省、司法省、国務省、FBIの合同で作られた機関。2003年9月16日発令の国土安全保障大統領令6(HSPD-6)により設置。2003年12月1日より運用が開始。

・テロ防止に焦点を当てるため FBI の機構改 革に着手

#### (2004年法第 2 編)

- ・監視選別及び防止を通じた交通の保安の強化 (2004年法第 4 編 B 部)
- ・US-VISIT (United States Visitor and Immigrant Status Indicator Technology) システムを通じた国境検査の改善及び保安

US-VISIT システムは、合法的な旅行者と テロリストを区別するため、115の空港と14 の港湾、50箇所の陸上の国境検問所に設置さ れている。

・国家戦術目標センター(National Targeting Center(NTC))の設立

戦術目標や分析・研究結果を提供し、税関

のテロ対策を支援する研究機関。2003年1月、新設された国土安全保障省の関税・国境警備局(BCBP)のもとに再編成され、テロ情報統合センター(TTIC)やテロリスト審査センター(TSC)、他の連邦政府機関と協力して業務を行っている。

・アメリカが輸入する貨物の全検査及びアメリカ行きの貨物と乗客の全検査

(国土安全保障大統領令11 (HSPD-11) 等で言及)

・海上コンテナ安全対策 (CSI (Container Security Initiative)) を通じた船荷の保安の 拡大

CSIとは同時多発テロ事件を受けて、貨物の安全向上を目的に提案された措置。アメリカ向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠す等の行為を防止するため、アメリカ向けコンテナ貨物の輸出の多い港湾を有する諸国と二国間協定を結び、互いに税関職員を相手国の港湾に派遣し、各々自国向けのコンテナ貨物における危険性の高いコンテナの特定等を相手国の税関職員と協力して行うもの。

・化学物質、生物兵器、放射性物質、核攻撃に 対する準備を増強するためのバイオシールド 計画の発展

#### (2004年バイオシールド計画法)

・同盟国との連携の下におけるテロリストへの 資金供与取締り

(大統領令13224号、愛国者法第3章国際マネーロンダリングの阻止及びテロリストへの資金供与防止)

・テロとの戦いの最前線における同盟国との協力と改革の増強

#### (2004年法第7編第7104条)

アメリカ政府は、パキスタンに対して今後 5年間で30億ドルの援助を予定し、アフガニ スタンに対しては、この3年間で45億ドルの 再建援助の実績を有している。

#### 2 「9・11公共的討議プロジェクト最終報告書」

この「9・11公共的討議プロジェクト (the 9・11 Public Discourse Project) 最終報告書」は、前述 I のとおり独立調査委員会の勧告の実施状況について、元独立調査委員会メンバーが検討し、その結果を取りまとめたものである。各項目に付されたアルファベットは評価である。

# 第1部 国土安全保障、緊急事態予防措置・対 応

#### 勧告内容

評価

(緊急事態準予防措置・対応)

# 第一対応者のための適切な電波スペクトルの供給 F(法案通過の場合は C)

テレビ電波の一部を公共安全の目的に利用することを勧告したが、審議中の法案では、2009年に移譲予定となっている。2007年に繰り上げるべきである。

# 災害・事故指令システム(ICS, 指揮命令系統 や器具規格)などの統一・標準化 C

ハリケーン・カトリーナの対応から、管轄権 を越えて、州全土にわたる災害でこれらが機能 していなかったことが判明した。

# リスクに応じた国土安全保障関係予算の配分 F(下院法案通過の場合は A)

国土安全保障省の助成金が、脆弱性の有無、 テロ遭遇リスクに応じた分配となっておらず、 予算が有効に活用されていない。

#### 重要インフラに対する危機及び脆弱性の評価

ח

国土安全保障省による「国家インフラ保護計画草案(draft National Infrastructure Protection Plan)」(2005年11月)で、評価のための方法論が提示されているが、具体的な評価自体はまだ

なされていない。

#### 民間部門の予防措置

C

民間部門の応急準備は、アメリカの産業や国 土安全保障において高い優先順位とされるべき だが、現状は国家応急対応基準の設定により、 着手されたばかりである。

(輸送安全)

#### 輸送安全についての国家戦略

C-

国土安全保障省は、輸送安全のための国家戦略を議会に提出したが、戦略は効果的な管理方法としての実行性に必要な詳細を欠いていた。

(2004年法第 4 編 A 部で作成について規定。)

#### 旅客機乗客の事前検査の改善

F

ほとんど何の改善もない。運輸安全局の航空 旅客、事前審査計画は遅れている。新しいシス テムでは、統合テロリスト監視リストのすべて の名前が利用されなければならないが、運用に いたっていない。(2004年法第 4 編 A 部で作成 について規定。)

# 航空機爆発物探知チェックポイントについての 改善 C

爆発物探知の技術は進歩しており、議会は、 爆発物探知機器の増置を全米の商業空港に進め る基金を提供する必要があり、運輸安全局はこれについて迅速に動く必要がある。

#### 乗客荷物、貨物の検査 D

議会又は行政府からはこの問題の改善策に優 先順位が付けられていない。不適切な予算配分 が一番の障害となっている。

(国境警備)

テロリスト渡航に関するより良い戦略(未了)

2004年法により要求された「テロリスト渡航

戦略」(渡航前のテロリストと疑われる人物の 渡航方法を検知する戦略)は2005年12月17日が 締切りとなっているがいまだ作成中である。

(2004年第5編などで規定。)

#### 包括的な検査システムC

包括的な検査システムはまだなく、関係機関は個々に作業を進めている。国土安全保障省の新しい検査調整局(Screening Coordination Office)は目標を設定し、生体認証及び旅行者システムにおける資格の付与及び身分証明の基準における省庁間の相違を解決する必要がある。

#### 生体認証出入国監視システム [

US-VISIT システムは全土に採用されておらず、相互情報交換可能なシステムとなっていない。特に出国側では導入が遅れがちである。

#### 国境及び国内の保安における国際協力 D

US-VISIT の運用とインターポール(国際刑事警察機構)との間で協力実績も見られたが、さほど顕著なものではない。テロリスト監視リスト共有のための計画的外交努力がない。議会はパスポートの安全に対する取組みに積極的役割を果たしていない。

#### 完全な身分証明の基準の作成 B-

REAL ID 法で、連邦の目的のために受領可能な州発行の免許等についての明文上の基準が制定されたが、州による適法な運用を監督する必要性がある。出生証明書発給基準の策定は2006年にずれ込んでいる。(REAL ID 法第2編及び2004年法第7編 B 部で規定。)

#### 第2部 政府の機関の改革

勧告内容

評価

(情報コミュニティ)

#### 国家情報長官

国家情報長官の権限の枠組みは整ったが、旧 弊の打破に向けて、大統領とともに、実効的な 議会の監視を受けながら、力強く権限を行使し なければならない。

В

В

#### 国家対テロセンター

テロの脅威に対する分析と評価の情報を共有 するという業務を果たしつつあるが、業務のた めの人材や資源の面で不足がある。

#### FBI 国家安全保障担当実働部隊の設立

FBIの対テロ業務体制への移行の動きに進展は見られるが、進捗は遅い。更に進展が見られない場合には、議会は代替案を考える必要がある。

#### CIA 長官の新しい使命 (未了)

CIA の改革は特に人的諜報活動の面で進行中であるが、成果はまだ出ていない。

#### 情報共有のためのインセンティブD

情報共有を促進する動きは見られない。情報 共有を促す計画の実施は開始されたばかりであ るが、現場では連邦と州、地方間での情報共有 を進める必要性が、現在もしばしば主張されて いる。

#### 政府全体の情報共有 D

必要な情報共有担当者の任命が、所要のとおりには行われていない。

#### 国土領空防衛 B-

情報共有の重要性について認識状況は改善されつつあるが、包括的に手順化されるにはいたっていない。

#### (市民の自由と執行権)

#### 34 外国の立法 228 (2006.5)

### セキュリティーと市民の権利のバランス

市民の自由に関する懸念を中心として、愛国 者法時限規定に関する議論が激しくなってい る。

#### プライバシー・市民の自由監視会議 D

大統領により2005年6月に議長と副議長の指名は行われたが、上院の承認は得られていない。 資金は不十分で業務計画もスタッフも未定である。(2004年法第1編F部)

# 個人情報を政府が共有するためのガイドライン (上記会議の業務内容) D

プライバシー・市民の自由監視会議は、活動 を開始していない。

(議会及び行政府改革)

#### 情報機関監督の改革

進展は余り見られない。情報委員会の情報機関の監視及び活動の評価の能力は防衛予算小委員会や軍委員会の権力によって阻害されている。

D

В

F

#### 国土安全保障委員会

上院、下院とも順調な進捗は見られるが、国 土安全保障長官は、連邦議会に対して一元的に この委員会の監督に服しておらず、国土安全保 障省の対テロ機能の全ての執行管轄権をこの委 員会が有するにいたっていない。

#### 情報機関関係予算全体の機密解除

全く対応されていない。

#### 秘密情報の利用許可に関する基準の作成 B

大統領は行政管理予算局(OMB)に秘密情報の利用許可基準について責任を負わせ、OMBは同許可を有する職員の手続きの改善案を2005年11月に出している。(2004年法第3編第3001条でも規定。)

# 第3部 外交、パブリックディプロマシー、大 量破壊兵器不拡散

#### 勧告内容

評価

(大量破壞兵器不拡散)

# 大量破壊兵器をテロリストから守るためのアメ リカ政府による最大限の努力 D

この重大な脅威への対策は、大統領と議会にとって国家安全保障上の最優先事項と受け止められていない。

(外交)

#### アフガニスタンに対する長期の関与

2004年法第7104条(2004年アフガニスタン自由援助法)の策定を評価する。アフガニスタンは依然として困難な状況にあり、今後も引き続き経済的計画に関与して国の安定性を高めるようにする。

#### パキスタンの過激派対策への支援 C+

安全保障支援の範囲を超えておらず、教育問題に取り組むための資金は不足している。ムシャラフ大統領は、この取組みに着手しているが、テロリストキャンプやマドラサ (イスラムの宗教学校)を閉鎖するにはいたっていない。

(2004年法第7編)

#### サウジアラビアにおける改革の支援 D

サウジアラビアが、イスラム過激派への資金を断つ積極的な対策を取っていないという状況に変化はない。米-サウジ間でそれらの改革を促すよう戦略的対話が開始されたが、まだ報告すべき成果はない。(2004年法第7編)

#### テロリストの聖域の特定と優先順位付け E

戦略は明確となったが、進捗に対する有益な評価基準はない。テロリストの聖域の形成を許す状況を減少させるための適切で長期的な取組みは今のところ見当たらない。(2004年法第7

#### 編)

#### イスラムテロリストに対する合同戦略 C

共通した対テロ戦略は存在するが、主導的な 役割を果たす各国の政府間連絡機関はまだ作ら れていない。

#### テロリスト拘留のための統合基準 F

テロリストの拘留と訴追の基準を作成する一般的で統合的な準備がされていない。捕虜に対するアメリカの扱いが非難を受けている。

#### 経済政策 B+

バーレーンとの自由貿易協定など中東の経済 改革のための合意形成に進捗が認められる。サ ウジの WTO (世界貿易機関) 加盟も現実的に なっている。

#### テロリストの資金調達を防ぐ活発な努力 A-

テロリストの資金調達を防ぐことにおいて主 要国の援助を得ることに成功しているが、湾岸 地域と南アジアにおいては、努力の余地がある。

(パブリックディプロマシー)

#### アメリカのメッセージの明確化 C

アメリカの先導による世界における民主的統治の拡大という将来像を提示する努力にもかかわらず、中東におけるアメリカに対する世論は史上最低である。(2004年法第7編)

#### 国際放送 B

アラブとムスリム世界に対する国際放送やアメリカが出資する放送時間のための予算は急速に増加し、視聴者も増えている。さらに、新しい考え方やアメリカとアメリカの政策についての正確な情報を、視聴者に提供する必要がある。

(2004年法第7編)

#### 交換留学、奨学金計画

教育文化交換計画の資金は増加しているが、 在外のアメリカの図書館は閉館する数のほうが 多い。また、中東からアメリカへの留学者数は 減少している。(2004年法第7編)

D

D

#### ムスリム国の非宗教的教育の支援

支援基金は認められたが、資金はまだおりていない。アラブ世界の非宗教教育計画は開始されたが、広く反テロ戦略と統合されてはいない。アメリカは、教育を補助するための行き届いた戦略を有しておらず、教育改革の資金は現在のレベルでは不足である。(2004年法第7編)

#### おわりに

以上の通り、9・11同時多発テロ事件以降の アメリカのテロ対策と、現状の評価の一部を紹 介した。これらに関しては、以下のような評価、 批判の声も上がっている。

まず、テロを防ぎ、テロリストを追及するため、法執行機関の権限を大幅に拡大している愛国者法の時限規定の問題である。これらの有効性を重視し、恒久化を望むブッシュ政権に対し、連邦議会や州議会からは市民的自由の侵害を危惧する反対の声が高まり、恒久化法案の連邦議会通過が難航した。また、2005年末には、ブッシュ大統領が命じた令状なしのアメリカ国民盗聴事件も発覚し、テロ対策と市民的自由とのバランスを論点として議論が活発化した。愛国者法恒久化に関しては、最終的には、ホワイトハウスとの協議を経て、拡大していた権限に多少の縛りをかける方向で取りまとめられた法案の採択の目途が立ちつつある。

REAL ID 法は、連邦が公的証明として認める運転免許証、身分証明書の多くの項目にわたる個人情報を個々人について一元的にデータベース化し、それを国内の様々な場所(空港、

駅、警察署等)から参照可能とすることを想定している。しかし、これについてはコンピュータ関係のセキュリティー専門家からは、システム自体のはらむ脆弱性とテロ防止に対する費用対効果の低さを指摘する声が上がっていた。結局、重要な補正予算案に条文を組み込む形で成立した REAL ID 法では、このような批判に応える審議はあまり行われなかった。

このように、テロリスト対策として REAL ID 法により移民・難民庇護制度等が厳格化され、不法移民の運転免許証取得も実質上不可能となる等、対外国人政策が厳しさを増している。さらに、各州・自治体では、このところ不法移民に対する給付金の打切りや公立学校授業料の値上げ等の法制化を試みる外国人排斥の動きも見られている。

また、本稿では州レベルのテロ対策については全く取り上げることが出来なかったが、看過できない動きもみられる。例えば、2006年1月11日にオハイオ州では「オハイオ愛国者法」と呼ばれる法執行官の権限を大幅に拡大する州法が成立した。職務質問時に氏名や住所を答えないことを犯罪とし、そのような人物の逮捕を認める等の内容であるが、人権とのかかわりで、その合憲性に対しては疑いがもたれている。こうした動きが今後どのように展開していくか、各州の対テロ政策も注視していく必要があろう。

#### 注

\*インターネット情報は全て2006年2月28日現在のものである。

(1) 独立調査委員会及び同委員会最終報告書については、宮田智之「アメリカにおけるテロ対策―情報活動改革を中心に―」本号、pp.60-67:同「同時多発テロ事件に関する独立調査委員会の最終報告書」『外国の立法』222号、2004.11、pp.153-158、<a href="http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/02220">http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/02220</a>

8.pdf> を参照。

- (2) 新たな指定は国務長官、財務長官が、お互いと法務長官との協議により追加することができる。全文は、ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/09/20010924-1.htm">http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/09/20010924-1.htm</a> と参照。
- (3) 2004年米国愛国者法 (Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA PATRIOT ACT), Act of 2001, (P.L.107-56)) の詳細については、平野美恵子ほか「米国愛国者法(反テロ法)(上)」『外国の立法』213号, 2002.11, pp.1-46, <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21401.pdf">http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21401.pdf</a>> 及び同「米国愛国者法(反テロ法)(下)」同214号, 2003.2, pp.1-86, <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/215/21501.pdf">http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/215/21501.pdf</a> に解説と主要規定の翻訳が掲載されている。
- (4) ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.white">http://www.white</a> house.gov/news/releases/2002/03/20020312-5.html>
- (5) 国土安全勧告システムの詳細については、国土安全保障省ホームページ <a href="http://www.dhs.gov/dhs">http://www.dhs.gov/dhs</a> public/interapp/press\_release/press\_release\_0046.x ml>; <a href="http://www.dhs.gov/interweb/assetlibrary/CitizenGuidanceHSAS2.pdf">http://www.dhs.gov/interweb/assetlibrary/CitizenGuidanceHSAS2.pdf</a>> を参照。
- (6) 全文は、ホワイトハウスホームページ <a href="http://w">http://w</a> www.whitehouse.gov/homeland/book/index.html>を参照。概略については、在日米国大使館ホームページ <a href="http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-jp0210.htm">http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-jp0210.htm</a> と参照。
- (7) 全文は、国務省ホームページ <a href="http://www.state.gov/r/pa/ei/wh/c7889.htm"> 及び在日米国大使館ホームページ <a href="http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030515d1.html">http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030515d1.html</a> (仮訳) を参照。
- (8) P.L.107-296. この法律の詳細は、土屋恵司「米国における2002年国土安全保障法の制定」『外国の立法』222号, 2004.11, pp.1-27.;調査及び立法考査局英米法研究会訳「2002年国土安全保障法(抄)」『外国の立法』 222号, 2004.11, pp.28-60, <a href="http://www.ndl">http://www.ndl</a>

go.jp/jp/data/publication/legis/222/022201.pdf> を参照。

- (9) 前掲注(1)
- (10) 全文は、ホワイトハウスホームページ <http://w ww.whitehouse.gov/news/releases/2002/12/WMDS trategy.pdf> 及び在日アメリカ大使館ホームページ <a href="http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030325d1.ht">http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030325d1.ht</a> ml> (仮訳) を参照。この国家戦略は、2002年5月 に出された大統領からの機密命令である国家安全保 障大統領令17(NSPD-17, 国土安全保障大統領令4 (HSPD-4) を兼ねる) と、ほぼ同内容であったこ とがワシントン・ポスト紙記事(2002年12月11日) 等で指摘されていた。これらの記事によると、大統 領令と戦略との相違点は、大量破壊兵器開発国やテ ロリスト集団に対してアメリカが核兵器を用い報復 可能としている点である。これは非核保有国には核 攻撃を行わないという核不拡散条約(NPT)無期限 延長時の確認事項を反故にするものとして批判され ている。
- (11) 「核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT))」外 務省ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/gaiyo.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/gaiyo.html</a>
- (12) 「特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW))」外務 省ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaik">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaik</a> o/arms/ccw/ccw.html>
- (13) 「 生 物 兵 器 禁 止 条 約 (Biological Weapons Convention (BWC))」外務省ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/>
- (14) 全文は、ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/02/20030">http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/02/20030</a> 214-7.html> を参照。
- (15) 全文は、国土安全保障省ホームページ <a href="http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial\_0">http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial\_0</a> 413.xml> を参照。
- (16) ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.fas.org/irp/offdocs/nspd/hspd-10.html">http://www.fas.org/irp/offdocs/nspd/hspd-10.html</a>
- (17) P.L. 108-276

- (18) この最終報告書の解説は、前掲注(1)を参照。
- (19) P.L. 108-458
- 20) 全文は、国土安全保障省ホームページ <a href="http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial">http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial</a> 0566.xml> を参照。
- (21) Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act, (42 USC 5121 et seq.)
- (22) Division B, REAL ID Act of 2005, Emergency Supplemental Appropriations Act for Defense, the Global War on Terror, and Tsunami Relief, 2005, (P.L.109-13)
- (23) 2004年法及び REAL ID 法については、出入国管理及び国境安全の観点からの解説として、井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるテロ対策と出入国管理関連の立法動向―2001年米国愛国者法から2005年REAL ID 法まで―」『外国の立法』227号,2006.2,pp.137-146,
  http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/227/022708.pdf>がある。
- 24) 報告書全文、抄録等は、9·11公共的討議プロジェクトホームページ <a href="http://www.9·11pdp.org/">http://www.9·11pdp.org/</a>>を参照。
- (25) P.L.109-160
- (26) P.L.109-179
- (27) 報告書全文、抄録等は、独立調査委員会ホームページ <a href="http://www.9・11commission.gov/report/index.htm">
  を参照。</a>
- (28) 詳細については、宮田 前掲注(1)(本号論文)を参 昭。
- (29) 全文は、「MIPT テロリズム・ナレッジ・ベース」 <a href="http://www.tkb.org/documents/Downloads/NCTC\_">http://www.tkb.org/documents/Downloads/NCTC\_</a> Report.pdf> を参照。
- (30) 全文は、国務省ホームページ <a href="http://www.state.g">http://www.state.g</a>
  ov/s/ct/rls/pgtrpt/> を参照。抄訳は、在日米国大
  使館ホームページ <a href="http://japan.usembassy.gov/j/p">http://japan.usembassy.gov/j/p</a>
  / (2003年版仮訳) 及び <a href="http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030709d1.html">http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030709d1.html</a>
  (2002年版仮訳) を参照。
- ③1) 全文は、FBI ホームページ <a href="http://www.fbi.gov/">http://www.fbi.gov/</a>

- publications/terror/terroris.htm>を参照。
- (32) MIPT は、非営利団体であり、司法省と国土安全保障省から資金を得て、テロに関するナレッジ・ベースを立ち上げた(MIPT テロリズム・ナレッジ・ベース < http://www.tkb.org/Home.jsp>)。ナレッジ・ベースには、シンクタンクであるランド研究所が1968年から維持管理している国内外のテロに関する公開情報も蓄積されており、テロ容疑者に関する裁判文書へのリンクも含まれている。また、国家対テロセンター(NCTC)も"World wide Incidents Tracking System (WITS)"(全世界事件追跡システム)という世界のテロ事件を網羅したデータベースを提供している。
- (33) 国務省ホームページ <a href="http://www.state.gov/s/ct/rls/fs/2002/16181.htm">http://www.state.gov/s/ct/rls/fs/2002/16181.htm</a>
- 34) 国務省ホームページ <a href="http://www.state.gov/s/ct/c14151.htm">http://www.state.gov/s/ct/c14151.htm</a>
- (35) 具体的な規制としては、(テロ支援国家指定国に対する)武器関連の輸出・売却の禁止、テロ支援国家指定国の軍事力又はテロ支援能力を著しく増強する可能性のある物やサービスの輸出は、30日前に議会への通知を義務付ける、経済援助の禁止、世界銀行やその他の国際金融機関からの融資にアメリカが反対する義務を課することになる、財務省の許可がないテロ支援国家指定国政府とのアメリカ人による金融取引を禁止、国防総省によるテロ支援国家指定国の管理する企業との10万ドルを超える契約の締結を禁止等。
- (36) Immigration and Nationality Act, (8 USC 1101 et. seq.)
- (37) しかし、この規定は、テロリスト組織の範囲が不明瞭となる恐れがあると議会の内外から指摘されていた。例えば A 団体の下部組織 A1が他の B 団体に資金を供与、B 団体は C 団体に寄付を行ったとして、 C 団体に下部組織 C1があり、テロリストの活動に関与していた場合、A 団体は「テロリスト組織」となってしまう。この A 団体に資金提供している他の団体についても、同様に「テロリスト組織」と解釈され

38 外国の立法 228 (2006.5)

るおそれがある。また、ある団体のためにネット上 の資金調達行為の役割を担う外国人については、「テロリストの活動に従事する」との法解釈が導かれる ことになる。

- (38) テロリズムの定義については、清水隆雄「テロリズムとその対策―国際社会の取組み(総論)」本号, pp.5-23及び 同「テロリズムの定義―国際犯罪化への試み」『レファレンス』657号, 2005.10, pp.38-55, <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refe">http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refe</a> r/200510\_657/065702.pdf> を参照。
- (39) 「テロリスト活動」については、本号「合衆国法典 第8編外国人及び国籍 第12章 移民及び国籍 移 民 外国人の入国に対する要件;市民及び外国人の 移動管理」中第1182条(a)(3)(B)(iii)を参照。
- (40) U.S. Department of Justice, FBI's Counterterrorism Division, "Terrorism in the United States" 及び大統領令第13224号で用いられる場合もこの定義に従っている。
- (41) ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.white">http://www.white</a> house.gov/news/releases/2005/12/20051205-5.html>
- (42) 詳細については、宮田 前掲注(1)(本号論文)参照。
- (43) 同上
- (4) 国土安全保障省ホームページ <a href="http://www.dhs.go">http://www.dhs.go</a>
  v/dhspublic/display?theme=43&content=4474&prin
  t=true>
- (45) TSC は Terrorist Threat Integration Center (TTIC, 合衆国内へのテロリスト侵入を阻止するため、容疑者の審査、選別を迅速かつ正確に行うことを目的とする機関)や、国務省の TIPOFF プログラム (テロリスト10万人以上に関する情報データベース)と一体運用される。 TSC 自体は、独自の情報収集は行わず、情報収集作業は、TTICが担当する。 TSC では、収集された全ての情報を早急に調査し、全種類の監視リストやテロリスト関係図との照合を行う。国土安全保障省ホームページ < http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=1598>
- (46) US-VISIT は、訪問者のデジタル写真と指紋など 「生体認証情報」を出入国審査時に収集し、これら

- のデータを、訪問者の身元や旅行目的など従来の方 法で集めたデータと合わせて検討して、訪問者の身 元確認を行い、ビザおよび移民規則の順守を確認す るものである。
- (47) 国土安全保障省ホームページ <a href="http://www.dhs.g">http://www.dhs.g</a>
  ov/dhspublic/display?theme=43&content=3989&pri
  nt=true>
- (48) ホワイトハウスホームページ <a href="http://www.white">http://www.white</a> house.gov/news/releases/2004/08/20040827-7.html>
- (49) 通商産業省ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/qa\_11.html#3">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/qa\_11.html#3</a>
- (50) 前掲注(24)
- (51) 2005年12月31日現在、委員会では未了の検討項目 としてあげられている事項もある。前掲注24を参照。
- (52) FBI ホームページ < http://www.fbi.gov/congress/congress05/mueller091405.htm>
- (53) 詳細については、宮田 前掲注(1)(本号論文)を参照。
- 54) この報告書提出後、2006年防衛予算法案
  (Department of Defense, Emergency Supplemental
  Appropriations to Address Hurricanes in the Gulf of
  Mexico, and Pandemic Influenza Act, 2006,
  (P.L.109-148), 2005年12月30日成立)の中で捕虜
  の扱いについて規定された。
- (55) Bruce Schneier, "REAL ID." May 9, 2005, <a href="http://www.schneier.com/blog/archives/2005/05/real\_id.html">http://www.schneier.com/blog/archives/2005/05/real\_id.html</a>
- (56) 2006 Ohio Laws 6, 1126<sup>th</sup> Ohio General Assembly, <a href="http://www.legislature.state.oh.us/bills.cfm?ID=12">http://www.legislature.state.oh.us/bills.cfm?ID=12</a> 6\_SB\_9>

#### 参考文献 (注で記したものは除く)

- ・宮坂直史『日本はテロを防げるか』 ちくま新書, 筑 摩書房, 2004.
- ・宮坂直史『国際テロリズム論』芦書房, 2002.
- ・宮坂直史「2 対テロ戦争における米国の情報体制と 市民社会」;新田紀子「4 インテリジェンス活動に 対する監査 (oversight) 制度」;中山俊宏「5 米

国におけるインテリジェンス活動の法的基盤―行政 特権と国家安全保障令を中心に」以上全て『米国の 情報体制と市民社会に関する調査 (平成14年度 外務 省委託研究)』2003.3.31、日本国際問題研究所ホーム  $~~ \sim ~~ \circlearrowleft < \\ \text{http://www.jiia.or.jp/indx\_research\_l}.$ html>

・日立セキュリティソリューションホームページ「国 土安全保障省」<http://www.hitachi.co.jp/Prod/com p/Secureplaza/new/ls/dhs01.html>

(いび みえこ・海外立法情報課)

## REAL ID 法(抄)

REAL ID Act, Division B of The Emergency Supplemental Appropriations Act for Defense, the Global War on Terror, and Tsunami Relief, 2005, (P.L.109–13)

井樋 三枝子訳

# 第2編 運転免許証及び個人の身分証明書のための安全の改善

#### 第201条 定義

この編においては、以下の定義を適用する。

(1) 運転免許証

「運転免許証 (driver's license)」とは、合衆国法典第49編第30301条において規定される自動車を操作する者の免許をいう。

(2) 身分証明書

「身分証明書(identification card)」とは、 合衆国法典第18編第1028条(d)項において規定 される州により発給される個人の身分証明書 をいう。

(3) 公的な目的

「公的な目的(official purpose)」とは、連邦の施設への立入り、連邦の規定に基づく商業用航空機への搭乗、原子力発電所への入場を含むがこれらに限られず、長官の決定するその他すべての目的を含む。

(4) 長官

「長官(secretary)」とは、国土安全保障 長官をいう。

(5) 州

「州(state)」とは、合衆国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島、グアム、米領サモア、太平洋諸島信託統治地域及びその他の合衆国の領土又は占有地をいう。

# 第202条 連邦により認められるための書類要求の最低要件及び発給基準

- (a) 連邦の利用のための最低基準
  - (1) 通則

この部 [division] の制定日から最初の3年間は、州がこの条の条件を満たさない限り、州によりいかなる者であれ発給される運転免許証又は身分証明書も、連邦の機関は公的な目的のために受け付けてはならない。

(2) 州の証明

長官は、州により長官に対してなされる 証明に基づき、州がこの条の条件を満たし ているかどうかを決定する。このような証 明は、長官が運輸長官と協議し、規則によ り規定する時期及び方法をもってなされる。

(b) 書類要求の最低要件

この条の条件を満たすためには、州は人に 対し州により発給される個々の運転免許証及 び身分証明書に、少なくとも以下の情報及び 機能を登載する。

- (1) 当該の者の略さない法律上の氏名
- (2) 当該の者の生年月日
- (3) 当該の者の性別
- (4) 当該の者の運転免許証又は身分証明書番 号
- (5) 当該の者のデジタル写真
- (6) 当該の者の本拠とする住所
- (7) 当該の者の自署
- (8) 詐欺を目的とする文書の改ざん、偽造又

は複製の防止を意図した物理的なセキュリ ティ機能

(9) 規定されている最小限度のデータ要素について一般的な機械可読技術

#### (c) 発給の最低基準

#### (1) 通則

この条の条件を満たすために、州は、人 に対し運転免許証又は身分証明書を発給す る前に、少なくとも以下の情報の提示と証 明を要求する。

- (A) 写真付きの身分証明書類、但し、写真なしの身分証明書については、当該の者の略されていない法律上の氏名及び生年月日の両方が記載されている場合には認められる。
- (B) 当該の者の生年月日を示す書類
- (C) 当該の者の社会保障番号の証明又は当該の者が社会保障番号を有することに対し適格でないことの証明
- (D) 当該の者の氏名及び本拠とする住所を 示す書類

#### (2) 特別な要求

#### (A) 通則

この条の条件を満たすため、州はこの 項の最低基準に従うこととする。

(B) 合法的地位の証拠

州は、人に対して運転免許証又は身分 証明書を発給する前に、当該の者につい て以下の事項の証拠として有効な書類を 要求する。

- (i) 合衆国の市民又は国民であること。
- (ii) 合衆国内に永住又は一時的に滞在することが法的に認められている外国人であること。
- (iii) 暫定的に合衆国の永住権を有していること。
- (iv) 合衆国において庇護申請が認められ たこと又は難民としての地位により、

合衆国へ入国したこと。

- (v) 有効で、満了していない非移民ビザ を有していること又は合衆国に入国す るための非移民ビザの資格を有していること。
- (vi) 合衆国で庇護を受けるための申請が 係争中であること。
- (vii) 合衆国における一時的保護の資格が 未決定又は承認されていること。
- (iii) 在留期間の延長資格が承認されていること。
- (ix) 法的に認められた外国人の合衆国永 住資格への資格の変更を申請中である か又は合衆国での暫定的な永住権を有 していること。
- (C) 一時的な運転免許証及び身分証明書

#### (i) 通則

人が(B) 項(v)から(ix)に基づく証拠を 提示する場合、州は、当該の者に対し 一時的な免許証又は一時的な身分証明 書のみを発給できる。

#### (ii) 満了期限

この規定に従い発給される一時的な 運転免許証又は一時的な身分証明書は、 申請者が合衆国に滞在を認められた一 定の期限の間のみ有効とされ又は滞在 を認められた期間の満了時期が明確で ない場合には、1年間有効とされる。

(iii) 満了期限の表示

この項に従い発給された一時的な運 転免許証又は一時的な身分証明書は、 それが一時的であることを明確に示し、 失効する日付を明記することとする。

#### (iv) 更新

この規定に従い発給された一時的な 運転免許証又は一時的な身分証明書 は、申請者が一時的な運転免許証又は 一時的な身分証明書のための資格があ るという地位が国土安全保障長官により延長されたという有効な書面の証拠の提示をもってのみ更新を可能とする。

#### (3) 書類の検証

この条の条件を満たすため、州は以下の 手続きに従う。

- (A) 人に運転免許証又は身分証明書を発給する前に、州は、発給の機関とともに以下の(1)又は(2)に基づき当該の者により提示されることが要求されているそれぞれの書類について発行、効力及び完全性について立証する。
- (B) 州は、公的なパスポート以外のいかなる外国の書類も(1)又は(2)の条件を満たすものとして受け付けてはならない。
- (C) 2005年9月11日までに州は資格付与の ための「外国人資格検証システム (Systematic Alien Verification for Entitlements)」として知られている自 動化されたシステムを日常的に利用する ために国土安全保障長官の了解を得た覚 書を締結する。

#### (d) その他の条件

この条の条件を満たすために、州は運転免 許証及び身分証明書の発行において以下の実 務を取り入れる。

- (1) 身元証明の元となる書類のデジタル画像 を取得するための技術を採用する。これに より画像は転写可能なフォーマットでの電 子的な記憶装置に保持されることができる。
- (2) 元となる紙の書類についても最低7年間 保管し、又は提示された元となる書類の画 像については最低10年間保管する。
- (3) 運転免許証又は身分証明書を申請する 個々人に対し、顔写真の撮影を義務付ける。
- (4) 申請者の情報の更新を確認又は認証する ための効果的手続を確立する。

- (5) 完全な社会保障受給口座番号を(証明書類として)用いている人により提示された社会保障受給口座番号について社会保障総局に確認をとる。
- (6) 運転免許証の失効期限が迫っていること 又は失効してしまったことについて確認が 取れない他州で発給された運転免許証を所 持する者に対して運転免許証又は身分証明 書の発給を拒む。
- (7) 運転免許証及び身分証明書が製造される 場所の物理的な保安措置及び運転免許証及 び身分証明書作成の元となる書類の材料及 び用紙の保安措置を確実にする。
- (8) 運転免許証及び身分証明書の作成又は製造の権限が与えられたすべての者を適切な就任許可要件に従わせる。
- (9) 運転免許証及び身分証明書の発行に従事 している適切な者のために偽造文書認識訓 練プログラムを立ち上げる。
- (10) 一時的に発効されたものを除き、すべて の運転免許証及び身分証明書について有効 期限は8年を超えない期間に制限する。
- (11) 州がこの条の要件を満たさない運転免許 証又は身分証明書を発行する場合は、いか なる場合でも、そのような免許証又は身分 証明書に対し以下のことを確実に行うこと。
  - (A) 連邦の身分証明のため又は他のいかなる公的な目的のためにも、連邦の機関はそれを受け付けてはならないことを外側に明確に記載すること。
  - (B) そのような目的のために受け付けては ならないことを、連邦機関及び法執行機 関の職員に警告するために特徴のあるデ ザイン又は色彩の標識を用いること。
- (12) 州自動車データベースに含まれる情報に 対してすべての他の州に電子的なアクセス を提供する。
- (13) 州自動車データベースの維持管理に当り、

少なくとも以下の項目を含むようにする。

- (A) 州により発給される運転免許証及び身 分証明書に表示されているすべてのデー 夕項目
- (B) 自動車運転者の違反、免許停止及び免 許に記載される違反点数を含む運転者の 履歴

# 第203条 虚偽の身分証明書類に用いるための 真偽識別用マークの取引

(a) 刑事罰

合衆国法典第18編第1028条(a)項(8)は「虚偽 の識別用マーク」を削除し「偽者の又は本物 の識別用マーク」を挿入する。

- (b) 虚偽の運転免許証の空港での利用
  - (1) 通則

長官は、空港において虚偽の運転免許証 を用いた前科のある者(この用語は合衆国 法典第49編第40102条で定義される) に関 わる適切な情報を適切な航空機安全検査 データベースに入力する。

(2) 虚偽の定義

この項において「虚偽」とは、合衆国法 典第18編第1028条(d)項で有するものと同様 の意味を有する。

#### 第204条 州に対する助成金 (略)

#### 第205条 権限

(a) 運輸長官及び各州の関与

この編に基づき規則を制定し、基準を設定 し及び助成金を支給するすべての権限は、運 輸長官及び各州との協議の上、長官により実 行に移される。

(b) 最終期限の延長

法に従えないことにつき州が適切な正当化 を行った場合は、長官は州に対し第201条(a) 項(1)の要求を満たすために時間の猶予を与え ることができる。

#### 第206条 廃止

2004年情報機関改革及びテロリズム予防法 (P.L.108-458) 第7217条は廃止する。

#### 第207条 制定法解釈の制限

この編におけるいかなる事項も、合衆国法典 第49編第303章に基づく運輸長官又は各州の権 限又は責務に対して影響を与えるように解釈さ れない。

(いび みえこ・海外立法情報課)

# 合衆国法典第8編 外国人及び国籍 第12章 移民及び国籍 移民

外国人の入国に対する要件; 市民及び外国人の移動管理

U.S.C. TITLE 8. ALIENS AND NATIONALITY CHAPTER 12. IMMIGRATION AND NATIONALITY IMMIGRATION

ADMISSION QUALIFICATIONS FOR ALIENS; TRAVEL CONTROL OF CITIZENS AND ALIENS
(2006年1月11日現在)

井樋 三枝子訳

#### 第1182条 入国拒否となる外国人

(a) ビザ又は入国に対して不適格である外国人 の種類

この法律で特に規定される事項を除き、以下の号に基づき入国拒否となる外国人は、ビザの受領に対して及び合衆国に入国が許可されることに対して不適格となる。

- (1) 健康に関係する理由
  - (A) 通則

次に掲げる外国人は入国拒否とする。

- (i) (保健・福祉長官により規定された 規則に従って)、後天性免疫不全症候 群の発症因子に感染していることを含 む、公衆衛生上重大な伝染性の疾患に 罹患していると判定された外国人
- (ii) (C)で規定される事項を除き、移民として入国許可を得ようとする、又は法的に認められる永住のための外国人の地位へと資格の調整を得ようとする外国人であって、少なくとも、おたふくかぜ、麻疹、風疹、ポリオ、破傷風及びジフテリアトキソイド、百日咳、B型インフルエンザ及びB型肝炎などの病気を含む、ワクチンで防げる病気への予防接種、並びにワクチンで予防

できる病気として予防接種諮問委員会 により認められているその他の予防接 種に対して、予防接種済みであるとい う書類を提示することができなかった 外国人

- (iii) (司法長官と協議の上、保健・福祉 長官により規定された規則に従い)次 のいずれかの判定を下された外国人
  - (I) 身体的又は精神的な障害を有する 外国人でその障害に結びついた行動 が、本人又は本人以外の者の財産、 安全又は福祉に対し脅威を引き起こ しうる又は引き起こしたことがある 者
  - (II) 身体的又は精神的な障害及びその 障害に結びついた行動の前歴を有す る外国人でその行動が、本人又は本 人以外の財産、安全又は福祉に対し 脅威を引き起こしたことがあり、か つ再発又は別の有害な行動を引き起 こす恐れのある者
- (iv) (保健・福祉長官により規定された 規則に従い)薬物乱用者又は中毒者で あると判定された外国人
- (B) 適用免除の承認

(A)の特定の条項の適用免除を承認する 規定は、(g)項に定める。

(C) 養子となる10歳以下の児童に対する予 防接種義務の除外

(A(ii)の規定は、児童の入国に先行して、 直近親族として入国のため児童を支援し てきた養父母又は養父母となる予定であ る者が、(A(ii)の規定を認識しており、か つ、児童の入国から30日以内又は医療上 適切とされる最も早い時期に、当該児童 が同規定で特定されているような予防接 種を受けることを保証する場合は、以下 の定めに該当するすべての児童に対して 適用されない。

- (i) 10歳以下の児童
- (ii) 第101条(b)項(1)号(F)において定める児童
- (iii) 第201条(b)項に基づく直近親族としての移民ビザを得ようとしている児童
- (2) 犯罪上及び関連の理由
  - (A) 特定の犯罪の有罪判決
    - (i) 通則

(ii)で規定する事項を除き、以下に掲げるいずれかの犯罪により有罪とされる外国人又はそれらの犯罪の必須要件を構成する行為を既に実行したこと若しくは実行しようとしていることを認める外国人は、入国拒否に処する。

- (I) 不道徳行為に関連する犯罪(純粋 に政治的な犯罪を除く)又はこれら の犯罪の未遂若しくは共謀
- (II) (麻薬取締法第102条の定義による) 麻薬取締りに関連する州、合衆国又 は外国の法律又は規則に対する違犯 (又は共謀若しくは未遂)
- (ii) 例外

次に掲げるいずれかの場合には、(i) (I)の規定は1件のみを犯したにすぎな

い外国人に対しては適用しない。

- (I) 犯罪が、外国人が18歳未満のときに犯したものであり、かつ、その犯罪の実行がビザ又はその他の書類のための申請の日及び合衆国への入国のための申請の日よりも5年以上前である場合(かつ外国人がその犯罪によって科された監獄又は矯正施設での拘禁から解放されている場合)
- (II) 外国人が有罪判決を受けた犯罪 (又は外国人が犯したと認める犯罪 又は外国人が犯したと認める行為が 必須の構成要件とされる犯罪)の最 高法定刑が、1年の拘禁を超えない 犯罪であって、外国人がそのような 犯罪で有罪となり、(刑が最終的に 執行された期間にかかわらず)外国 人が6か月を超える拘禁を宣告され なかった場合

#### (B)-(F) 略

(G) 宗教の自由に対する特に重大な侵害を 犯したことのある外国政府の職員

外国政府職員として職務遂行中に1998 年国際的宗教自由法第3条に規定される 宗教の自由に対する特に重大な侵害につ いて責任を有する立場にあった外国人又 は直接これを実行した外国人は、その侵 害の時がいつであっても、入国拒否に処 する。

#### (H)、(I) 略

- (3) 安全上及び関連の理由
  - (A) 通則

もっぱらであるか、主としてであるか、 付随的にであるかを問わず、以下に掲げ るいずれかの活動に従事するために合衆 国への入国を求めている外国人は、これ らの事情を領事館員又は司法長官が知っ ている又は信ずるに足る合理的な理由を 有している場合に入国拒否となる。

- (i) 次の(I)又は(II)のいずれかの規定に該 当する行為
  - (I) 諜報又は破壊活動に関する合衆国 の法律に違反する行為
  - (II) 合衆国からの物品、技術又は機密 情報を輸出することを禁止する法律 に違反し、又は法律を回避する行為
- (ii) その他の違法行為
- (iii) 威力、暴力又はその他の違法な手段 により合衆国政府への対抗、合衆国政 府の支配又は転覆を目的とする行為
- (B) テロリスト活動
  - (i) 通則

以下のいずれかの規定に該当する外 国人は、入国拒否に処する。

- (I) テロリスト活動に従事したことが ある外国人
- (II) ((iv)において規定する)テロリスト活動に、入国後従事する又は従事すると予想される外国人であって、これらの事情を領事館員、司法長官又は国土安全保障長官が知り又は信ずるに足る合理的な理由を有する考
- (III) 死又は深刻な身体的損傷を引き起こす意図を示す状況下においてテロリスト活動を扇動したことがある外国人
- (IV) ((v)で規定される)以下のいずれかの組織の代表者である外国人
  - (aa) ((vi)において規定される) テロリスト組織
  - (bb) テロリスト活動を是認又は

支援する政治的、社会的又はそ の他の組織

- (V) (vi)の(I)又は(II)に定めるテロリスト 組織の構成員である外国人
- (VI) 外国人が明白で説得的証拠により 当該組織がテロリスト組織であるこ とについて知らなかったこと及び 知っていたはずがないと判断するこ とが妥当であることを立証できる場 合を除き、(vi)の(III)に記載されるテロ リスト組織の構成員である外国人
- (M) テロリスト活動を是認若しくは支持し、又は他者を説得してテロリスト活動を是認若しくは支持させ又はテロリスト組織を支援する外国人
- (III) 訓練を受けた時点で、((vi)で規定される)テロリスト組織であった組織から又は組織のために(合衆国法典第18章第2339D条で規定される)軍事訓練を受けた外国人
- (IX) 外国人が入国拒否とみなされることの原因となる活動がこの5年以内に発生している場合は、この(3)号B以下の列挙事項に基づき入国拒否となる外国人の配偶者又は子である外国人

パレスティナ解放機構の役員、職員、 代表者、スポークスマンである外国人 はこの法律の目的とするところのテロ リスト活動に従事しているとみなす。

#### (ii) 例外規定

(i)の(Wi)は、次のいずれかの規定に該 当する配偶者又は子には適用されない。

(I) この条に基づき外国人が入国拒否 されることの原因となる活動につい て配偶者又は子が知らなかった又は 知っていたはずがないと判断するこ とが妥当である場合

- (II) この条に基づき外国人が入国拒否 されることの原因となる活動によっ て婚姻又は親子の関係が断たれてい たと領事館員又は司法長官が配偶者 又は子を信ずるに足ると判断するこ とが妥当である場合
- (iii) テロリスト活動の定義

この法律においては、「テロリスト 活動(terrorist activity)」とは、犯さ れた場所の法律の元で違法である活動 (合衆国内で犯されたものの場合、合 衆国又は州の法律の下で違法である活 動をいう。)及び以下に掲げるいずれ かを含む活動を意味する。

- (I) (航空機、船舶又は自動車を含む) 輸送機関のハイジャック又は破壊活 動
- (Ⅱ) 第三者(政府機関を含む)に、補 捉又は拘束されている個人の解放の ため、明示又は黙示の条件として何 らかの行為をし、又はすることを控 えるように強要するために、別の個 人に対し逮捕又は拘束及び殺害、傷 害又は拘束の継続を行うという脅迫
- Ⅲ (合衆国法典第18章第1116条(b)項 (4)で規定される) 国際的に保護され ている人物に対する又はそのような 人物の自由に対する暴力的な攻撃
- (IV) 暗殺
- (V) 直接若しくは間接的に1人以上の 個人の安全を危険にさらす又は財産 に対し深刻な損傷を引き起こす意図 を持った以下に掲げるいずれかの物 の使用
  - (a) 生物学的手段、科学的手段又は 核兵器若しくは各装置
  - (b) 爆発物、小火器又はその他の武 器若しくは危険装置(単なる私的

- な金銭的利益の取得を目的とした ものを除く。)
- (VI) 前述の行為を行うための脅迫、企 て又は共謀
- (iv) テロリスト活動に従事することの定

この法律において、「テロリスト活 動に従事する (engage in terrorist activity)」とは、個人の立場において 又は組織の構成員として、以下のいず れかの事項に従事することを意味する。

- (I) 死又は深刻な身体的傷害を引き起 こす意図を暗示する状況下で、テロ リスト活動を行い、又は行うよう扇 動すること。
- (Ⅱ) テロリスト活動を準備し又は計画 すること。
- (Ⅲ) テロリスト活動のために潜在的な 目標に関する情報を収集すること。
- (IV) 以下のいずれかのもののために資 金又はその他の価値ある物品の提供 を要請すること。
  - (aa) テロリスト活動
  - (bb) (vi)(I) 又は(vi)(II)で記載される テロリスト組織
  - (cc) 要請する者が明白で説得的な 証拠に基づき、その組織がテロリ スト組織であることを知らなかっ たこと又は知っていたはずがない と判断することが妥当であること を立証できる場合を除いて、(vi)(III) で記載されるテロリスト組織
- (V) 以下のいずれかに該当する個人を 要請すること
  - (aa) この項において規定される以 外の行為に従事する個人
  - (bb) (vi)(I)又は(vi)(II)において記載 されるテロリスト組織の構成員の

ための個人

- (cc) 要請する者が明白で説得的な理由によりその組織がテロリスト組織であることについて知らなかったこと及び知っていたはずがないと判断することが妥当であることを立証できる場合を除いて、(vi)(III)で記載されるテロリスト組織の構成員のための個人
- (VI) 以下に掲げるいずれかのもののためであることを、行為者が知り、又は、知っているはずであると判断することが妥当である場合に、隠れ家、移動手段、通信手段、資金、資金の移動若しくはその他の物的、経済的な便益、虚偽の書類若しくは身分証明、武器(化学、生物若しくは放射性兵器を含む)、爆発物又は訓練を含む物的援助を提供する行為を実行すること。
  - (aa) テロリスト活動を実行に移す ため
  - (bb) テロリスト活動を行ったことがあり、又は、テロリスト活動を行う計画をしている個人のためであって行為者がその事情を知り又は、知っているはずであると判断することが妥当である場合
  - (cc) (vi)(I) 又は(II)で記載されているテロリスト組織又はそのような組織の構成員のため
  - (dd) 行為者が明白で説得的な証拠に基づきその組織がテロリスト組織であることを知らなかったこと又は知っていたはずがないと判断することが妥当であることを立証することができる場合を除き、(vi) (皿)で記載されているテロリスト組

織のため又はそのような組織の構成員のため

(v) 代表者の定義

この号において「代表者 (representative)」とは、組織の職員、 役員又はスポークスマン及び組織若し くはその構成員がテロ活動に従事する ように指示し、助言し、命令し、又は 誘導する者を含む。

- (vi) テロリスト組織の定義 この条において「テロリスト組織 (terrorist organization)」とは以下 のいずれかの組織をいう。
  - (I) 第219条に基づき指定された組織
  - (II) 連邦官報での公告により、組織が (vi)(I)から(VI)において記載されている 活動に従事していることが判明した 後、司法長官又は国土安全保障長官 と協議の上又はその求めに応じて、 国務長官によりテロリスト組織として指定されたそれ以外の組織
  - (III) 2以上の個人による団体で、組織 化されているか否かに関わらず、(vi) (I)から(VI)において記載されている活 動に従事又は従事している下部組織 を有する団体

(C)-(D) 略

- (E) ナチの迫害、ジェノサイド又は虐待若 しくは司法手続を経ない殺人行為を犯し た当事者
  - (i) ナチの迫害の当事者 1933年3月23日から1945年5月8日 の期間に、以下のいずれかに掲げるも のの指揮下又は協力関係にあった外国 人は、入国拒否となる。
    - (I) ナチスドイツ政府

- (II) ナチスドイツ政府の軍によって占 領された地域の政府
- (III) ナチスドイツ政府の支援又は協力 の下に設立された政府
- (IV) ナチスドイツ政府と同盟関係に あった政府で、人種、信条、出身国 又は政治的信条を理由として人の追 害を命令、扇動、援助又はその他の 方法でこれに関与していたもの
- (ii) ジェノサイドへの関与

合衆国内で実行又は合衆国民により 実行される場合は、合衆国法典第18章 第1091条(a)項で定義されているジェノ サイドにあたる行為について、合衆国 外で命令、扇動、幇助又はその他の方 法で関与した外国人は、入国拒否とす る。

(iii) 虐待又は司法手続を経ない殺人行為 の実行

合衆国外で、以下の行為のいずれかについて実行、命令、扇動、幇助又はその他の方法で以下の行為のいずれかの実行に関与したことがある外国人は入国拒否とする。

- (I) 合衆国法典第18章第2340条で規定される虐待行為
- (II) 外国の法律を口実として、1991年 虐待被害者防止法第3条(a)項で規定 される司法手続を経ない殺人

 $(a)(3)(F)\sim(b)$  略

- (c) (廃止)
- (d) 非移民の一時的入国
  - (1) 略
  - (2) (廃止)
- 50 外国の立法 228 (2006.5)

- (3)
  - (A) この項で規定される場合を除き、次の 規定のいずれかに該当する外国人は、当 該各規定の定めるところにより入国する ことができる。
    - (i) 非移民ビザを申請中及び(a)項((a)項(3)(A)(i),(3)(A)(ii),(3)(A)(iii),(3)(C)及び(3)(E)の(i)並びに(ii)以外)に基づくそのようなビザに対し不適格であると、領事館員によって考えられている又は信じられている外国人は、入国拒否処分にもかかわらず一時的に入国を認めるとする国務長官又は領事館職員の勧告について司法長官による承認が行われた後、司法長官の裁量により非移民としてのビザを与えられ、合衆国に一時的に入国することができる。
    - (ii) (a)項 ((a)項の(3)(A)(i)(I)、(3)(A)(ii)、(3)(A)(ii)、(3)(A)(ii)、(3)(C)並びに(3)(E)の(i)及び(ii)以外)に基づき入国拒否となる外国人であっても、適切な書類を所有している場合又はそれゆえ適用免除を与えられている場合で、かつ入国を申請している外国人は、司法長官の裁量により非移民として一時的に合衆国に入国することができる。

司法長官は、必要に応じて、保釈金の徴収を含む条件を規定し、この項に基づき一時的 入国許可が適用される入国拒否扱いの外国人 の入国許可及び帰国を統制及び規制する。

(B)

(i) 国務長官は、司法長官及び国土安全 保障長官との協議の後、又は国土安全 保障長官は、国務長官及び司法長官と の協議の後、(a)項(3)(B)(i)(IV)(bb)又は (3)(B)(i)(IV)を外国人に適用しないこと、 (a)項(3)(B)(iv)(IV)をテロリスト活動に従事 した組織又は個人に対して外国人が提 供した物的支援に関して適用しないこと又は(a)項の範囲内で下部組織を有しているという理由のみである場合に(3) (B)(vi)(III)を、その団体に適用しないことを、当該の長官の独占的な再考を許さない裁量において決定とすることができる。しかし、ひとたび第240条に基づき外国人に対する退去手続が制定された場合には、国務長官は、この(i)に基づく裁量権を外国人に関して行使してはならない。

(ii) 各会計年度終了後90日を越えない時期に、国務長官及び国土安全保障長官はそれぞれ、上院及び下院の司法委員会、下院の国際関係委員会、上院の外交委員会及び下院の国土安全保障委員会に対して、各長官が(i)を適用した外国人に関する報告書を提出する。団体に対して(i)が適用された場合は1週間

以内に、国務長官又は国土安全保障長 官はそれらの委員会に報告書を提出す る。

(4)-(13) 略

(e)-(u) 略

#### 注

- (1) 8 U.S.C. 1101(b)(1)(F)
- (2) 8 U.S.C. 1151(b)
- (3) 21 U.S.C. 802
- (4) 2005年5月11日より発効。但し、退去手続と、入 国拒否、退去強制等の理由を構成する行為や状況は、 発効日の前、当日、後のいずれに起きていても対象 となる。
- (5) 8 U.S.C. 1189
- (6) 28 U.S.C. 1350
- (7) 8 U.S.C. 1229a

(いび みえこ・海外立法情報課)

# 合衆国法典第18編 犯罪及び刑事手続 第 I 部 犯罪 第113B 章 テロリズム

U.S.C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE PART I. CRIMES
CHAPTER 113B. TERRORISM
(2006年1月11日現在)

井桶 三枝子訳

# 第2339A 条 テロリストに対する物的支援の提供

#### (a) 犯罪

物的支援若しくは資源がこの編の第32条、 第37条、第81条、第175条、第229条、 条、第831条、第842条(m)項若しくは(n)項、第 844条(f)項若しくは(i)項、第930条(c)項、第 956条、第1114条、第1116条、 1361条、第1362条、第1363条、第1366条、第 (注20) (注21) (注21) (注23) 2156条、第2280条、第2281条、第2332条、第 2332a 条、第2332b 条、第2332f 条、この編「第 18編]における第2340A 条、1954年核エネ ルギー法第236条(42 U.S.C. 2284)、第49編 の第46502条若しくは第60123条(b)項又は第 2332b 条 (g) 項 (5) 号 (B) (第2339A 条 及 び 第 2339B 条を除く) に掲げられる犯罪の違反行 為の準備若しくは実行に際して、又は、その ような違反行為の実行の秘匿若しくは責任回 避の準備若しくは実行に際して、使用される 予定であることを知りながら、又はそのこと を意図して、これを提供し、物的支援若しく は資源の性質、所在場所、調達先若しくは所 有権を秘匿し、若しくは偽り、又はその行為 を試み、若しくはその行為をすることを共謀 した者は、この編「第18編」に基づく罰金若 しくは15年以下の拘禁刑に処し、又はこれを 併科し、人を死に至らしめたときは、有期又 は終身の拘禁刑に処するものとする。この条 の違反行為は、基礎となる犯罪が行なわれた 連邦裁判区又は法律により定められたその他 の連邦裁判区のいずれにおいても訴追するこ とができる。

#### (b) 定義

- (1) この条において、「物的支援又は資源 (material support or resources)」とは、 医薬品又は宗教上の資材を除く、通貨、通 貨代替物若しくは有価証券、金融サービス、 宿泊の便宜、訓練、専門的助言又は補助、 隠れ家 [safehouses]、偽造の文書又は身分証明書、通信装置、設備、武器、致死性物質、爆発物、要員(本人であるか又は本人自身を含むかを問わず、1人又は複数人の個人)及び輸送といった有体若しくは無体財産又はサービスをいう。
- (2) この条において「訓練(training)」とは、 一般知識に対立するものとしての、特定の 技術を指導又は教授することをいう。
- (3) この条において「専門的助言若しくは補助 (expert advice or assistance)」とは、科学的、技術的又はその他の専門的な知識に由来する助言又は補助をいう。

# 第2339B 条 指定された外国のテロリスト組織 に対する物的支援又は資源の提供

(a) 禁止行為

#### (1) 違法行為

合衆国内又は合衆国の裁判管轄権の支配 下において、事情を知りながら、外国のテ ロリスト組織に対して物的支援若しくは資 源を提供し、又はそのことを試み若しくは 共謀した者は、この編に基づく罰金若しく は15年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併 科し、人を死に至らしめたときは、有期又 は終身の拘禁刑に処するものとする。この 項に対し違反となるためには、人は当該組 織が(g)項(6)で規定されている指定されたテ ロリスト組織であること、その組織が(移 民及び国籍法第212条(a)項(3)(B) で規定され ている)テロリストの活動に従事していた 若しくはしていることについて又はその組 織が(1988、1989会計年度の外交予算承認 (注32) 法で規定される)テロリズムに従事してい た若しくはしていることについて認識がな ければならない。

#### (2) 金融機関

財務長官によって許可された場合を除き、 外国のテロリスト組織若しくはその代理人 が関与している資金を保有し、又はこれを 管理していることに気づいた金融機関は、 次のことをしなければならない。

- (A) その資金の保有を継続し、又はその管理を維持すること。
- (B) 財務長官に対し、同長官によって発せられた規則に従い、その資金の存在を報告すること。

#### (b)-(c) 略

#### (d) 域外的裁判管轄権

#### (1) 通則

以下の条件を満たす場合、(a)項に基づく 犯罪についての管轄権が存在する。

(A) 犯罪者が(移民及び国籍法第101条(a) 項(22)号で規定される)アメリカ国民又は

(移民及び国籍法第101条(a)) 項20号で 規定される) 合衆国の永住を法的に認め られた外国人である場合

- (B) 犯罪者がアメリカ合衆国内に恒常的に 居住する無国籍者の場合
- (C) 犯罪の要件となる行為が合衆国外で行われた場合でも、その行為の発生後、犯罪者が合衆国内に連れてこられ又は合衆国内で発見される場合
- (D) 犯罪の全体又は一部が合衆国内において発生する場合
- (E) 犯罪が州境を越え、又は、外国を相手 とする通商において発生し又はこれらに 影響を与える場合
- (F) 犯罪者がこの項に基づき(a)項に該当する罪を犯しており、管轄権が存在する人物を援助若しくは教唆する場合又は(a)項に該当する罪を犯すため、この項に基づき管轄権の存在する人物と共謀している場合
- (2) 域外的裁判管轄権 この条に基づく犯罪については、域外的 連邦裁判管轄権が存在する。

#### (e)-(f) 略

#### (g) 定義

次の用語は、この条において使用されると きは、当該の規定に定めるところによる。

- (1) 「機密情報 (classified information)」は、 機密情報手続法第1条(a)項 (18 U.S.C. App.) においてその用語に与えられたも のと同じ意味を有する。
- (2) 「金融機関 (financial institution)」は、 合衆国法典第31編第5312条(a)項(2)号におけ るものと同じ意味を有する。
- (3) 「資金 (fund)」は、合衆国若しくは他の 国の貨幣又は通貨、旅行小切手、個人小切

手、銀行小切手、為替証書、株、公社債、 為替手形、信用状、その他の流通証券及び 上記のものの電子形態のものを含む。

- (4) 「物的支援又は資源(material support or resources)」は、第2339A条(同条における「訓練(training)」及び「専門的助言若しくは補助(expert advice or assistance)」の定義を含む)におけるものと同じ意味を有する。
- (5) 「長官 (Secretary)」とは、財務長官を いう。
- (6) 「テロリスト組織 (terrorist organization)」とは、移民及び国籍法第219条に基づくテロリスト組織として指定された組織をいう。

#### (h) 要員の提供

いかなる者も、事情を知りながら、外国のテロ組織に、当該テロ組織の指揮若しくは統制の下で働くため、又は、当該の組織の行動を組織し、管理し、監督し、若しくはその他の態様で指揮するために、一若しくは複数の個人(当該の者自身であるか、当該の者を含むかを問わない。)を提供したことがある場合、又はその行為の未遂若しくは謀議を行ったことがある場合を除き、この条に基づき「要員(personnel)」項目に関連して訴追されることはない。外国テロ組織から完全に独立して同組織の目標又は目標を推進するために活動する個人は、当該の外国テロ組織の指揮及び統制の下で働いているとはみなさない。

#### (i) 法令解釈の規則

この条におけるいかなる事項も合衆国憲法 第1修正のもとで保障されている権利の行使 を制限するために解釈され、又は適用されな い。

#### (j) 除外

いかなる者も、外国のテロリスト組織に対 する物的支援又は資源の提供が、司法長官と の合意の上で国務長官によって認可された場合は、この条に基づき「要員」、「訓練」、又は「専門的助言若しくは補助」の項目に関連して訴追されない。国務長官は、(移民及び国籍法第212条(a)項(3)号(B)で規定されている)テロリストの活動を実行するために用いられうるいかなる物的支援の提供も認可してはならない。

# 第2339C 条 テロリズムの資金供給に対する禁止

(a)-(b) 略

#### (c) 隠匿

以下のいずれの規定にも該当する者は、(d) 項(2)号で定めるところに従い処罰される。

- (1) 次のいずれかの条件に該当する者
  - (A) 合衆国内にいる者
  - (B) 合衆国外にいる者であって、合衆国の 国民である者又は(州、連邦政府直轄地、 自由連合州、準州のいずれをも含む)合 衆国の法に基づき組織された法人
- (2) 事情を知りながら、物的支援若しくは資源又は資金の性質、所在場所、調達先、所有権若しくは管理を隠蔽し、又は偽る者が、次のいずれかの条件に該当する場合
  - (A) 当該の支援若しくは資源がこの編 [第 18編]の第2339B条に違反して提供され、若しくは集められることを知っている若しくは意図している場合、又は当該の資金が同項に違反して提供され、若しくは集められたことを知っている場合
  - (B) 当該の資金が(a)項に違反して提供され、若しくは集められることを知っている若しくは意図している場合、又は当該の資金が同項に違反して提供され、若しくは集められたことを知っている場合

#### (d)-(f) 略

#### 注

- (1) 第2339A 条及び第2399B 条については、土屋恵司 訳「合衆国法典第18編 犯罪及び刑事手続 第 I 部 犯罪 第113B章 テロリズム (2001年10月26日 現在)」『外国の立法』215号, 2003.2, pp.10-15,
   <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/21">http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/21</a>
   5/21501.pdf> において訳出されたものに対し、以後の改正部分について新たに訳を加えた。
- (2) 18 U.S.C. 32 (航空機及び航空機用施設の破壊)
- (3) 18 U.S.C. 37 (国際空港における暴力)
- (4) 18 U.S.C. 81 (特別海事裁判管轄権及び領域的裁判 管轄権の範囲での放火)
- (5) 18 U.S.C. 175 (生物兵器に関する禁止)
- (6) 18 U.S.C. 229 (化学兵器に関する禁止行為)
- (7) 18 U.S.C. 351 (議会、内閣及び最高裁判所の暗殺、 誘拐及び襲撃;罰則)
- (8) 18 U.S.C. 831 (核物質に関わる禁止される取引)
- (9) 18 U.S.C. 842(m), (n)(プラスティック爆弾の輸出入、 輸送、授受及び所持)
- (10) 18 U.S.C. 844(f)(1) (火災や爆発によって、合衆国の建物、車その他の動産・不動産を破壊又は損傷したものに対する罰則);18 U.S.C. 844(i) (州境の又は外国との通商に関連した建物、自動車その他の財産を放火又は爆破により破壊することに対する罰則)
- (11) 18 U.S.C. 930(c) (連邦施設内での火器及び危険な 武器の所持に関わり、殺人又は殺人未遂を犯したも のの処罰)
- (12) 18 U.S.C. 956(外国において人を殺し、略取誘拐し、 障害を負わせ若しくは負傷させ、又は財産に損傷を 与えること)
- (13) 18 U.S.C. 1114 (合衆国の職員及び被用者の保護)
- (14) 18 U.S.C. 1116 (外国の高官、賓客若しくは国際的 に保護される人物の謀殺又は故殺)
- (15) 18 U.S.C. 1203 (人質を取ること)

- (16) 18 U.S.C. 1361 (政府の財産又は政府のために契約 により製造又は建設中の若しくはそれが完了した財産の損傷、破壊)
- (17) 18 U.S.C. 1362 (通信の回線、局又はシステムの損壊)
- (18) 18 U.S.C. 1363 (特別海事裁判管轄権及び領域的裁判管轄権の範囲内にある建物その他の不動産の損壊)
- (19) 18 U.S.C. 136(b) (エネルギー施設の破壊行為で5,000 ドルを超える損害を与えるもの及びその未遂)
- (20) 18 U.S.C. 1751(e) (大統領及び大統領の部下に対する暴行に関する罰則)
- (21) 18 U.S.C. 1992 (列車の破壊)
- (22) 18 U.S.C. 1993 (大量輸送系統に対するテロ攻撃その他の暴力行為)
- (23) 18 U.S.C. 2155 (国防用の資材、施設又は設備の破壊)
- (24) 18 U.S.C. 2280 (海運運行に関する暴力行為)
- 25) 18 U.S.C. 2281 (海運上の固定されたプラット フォームに対する暴力行為)
- (26) 18 U.S.C. 2332f (公共施設、政府施設、公共交通機関及びインフラ設備の爆破)
- (27) 18 U.S.C. 2340A (拷問)
- (28) 42 U.S.C. 2284 (各施設又は核燃料の妨害破壊)
- (29) 49 U.S.C. 60123(b) (パイプライン施設の損傷又は破壊に対する罰則)
- (30) 18 U.S.C. 2332b (g)(国境を越えるテロの行為、定義)
- (31) 8 U.S.C. 1182(a)(3)(B)
- (32) 22 U.S.C. 2656f (d)(2)
- (33) 8 U.S.C. 1101(a)(22)
- (34) 8 U.S.C. 1101(a)(20)
- (35) 18 U.S.C. 2339A
- (36) 8 U.S.C. 1182(a)(3)(B)(iii)

(いび みえこ・海外立法情報課)

# 合衆国法典第22編 外交及び国際通商 第38章 国務省

U.S.C. TITLE 22. FOREIGN RELATIONS AND INTERCOURSE CHAPTER 38. DEPARTMENT OF STATE (2006年1月11日現在)

井桶 三枝子訳

# 第2656f 条 テロリズムについての国別年次報 告書

(a) テロリズムについての国別年次報告書の義 務

国務長官は、下院議長及び上院の外交委員会に対し、以下に掲げるすべての事項を含んだ完全な報告書を、毎年4月30日までに提出する。

- (1)
  - (A) 以下に掲げるすべての事項について、 それぞれの外国に関する詳細な評価
    - (i) 長官の意見により特に重大な国際テロリズム活動が起こったとされる外国
    - (ii) 1979年輸出管理法第6条(j)項に従い、過去5年間に、連邦議会が通知を 受けていた外国
    - (iii) そのような報告書の対象とすべきと 長官が決定する外国
  - (B) テロリスト又はテロリスト組織により その領土が聖域として用いられているそ れぞれの外国に関しての詳細な評価
- (2) 過去5年間にアメリカ市民の誘拐若しくは死亡に対して責任を有すると考えられるテロリスト団体及びそのようなテロリスト団体が所属する親団体、大量破壊兵器の所有若しくは開発を試みていたテロリスト団体、連邦議会が1979年輸出管理法第6条(j)項に従って前年の間に通知を受けていた国により資金調達を受けたと考えられるテロにより資金調達を受けたと考えられるテロ

リスト団体、第219条に基づき、長官により外国テロリスト組織として指定された団体並びにそのような報告書の対象とすべきと長官が決定するその他の既知の国際テロリスト団体の、前年の活動に関する全ての関連情報

- (3) 略
- (4) 略
- (b) 報告書に含まれるべき項目

(a)項に基づき義務づけられる報告書は、以下に掲げるいずれの事項も実現可能な範囲において含むものとする(但し、これに限定されない)。

- (1) (a)項(1)号(A)に関連しては、以下に掲げる いずれの事項
  - (A) 適切な場合には国際討議において取られる手段を含む、そのような報告書の対象となる国々によって着手される主要な対テロリズムの取組みに関する概要
  - (B) そのような報告書の対象となるアメリカ市民若しくは資産に影響を与えるテロリズムに関連する事項についての各国の司法制度の対応又は長官の意見により、合衆国の対テロリズムの取組みに対し重要な影響を有すると見られる事項についての各国の対応。逃亡犯罪人引渡し要求に対する反応を含む。
  - (C) そのような報告書の対象となる各国に よる国際テロリズムのための支援がある

場合、以下に掲げる事項を含む(がそれ に限定されない)重要な支援

- (i) 政治的及び財政的支援
- (ii) 外交的承認及び外交郵袋の利用を通 じた外交的支援
- (iii) テロリスト又はテロリスト団体に対 する聖域の提供
- (iv) テロリスト又はテロリスト団体に対 する大量破壊兵器又はこれらの兵器の 入手若しくは開発の援助の提供
- (v) 国際連合総会及びその他の国際機関 並びにそのような報告書の対象である 各国の公開討論におけるテロリズムに 関連する事項についての姿勢(投票記 録を含む)
- (2) (a)項(1)(B)に関しては、以下に掲げる事項
  - (A) 当該の国の領域内でのテロリスト活動 に関する同国の政府による理解の範囲
  - (B) 国による以下に掲げる行為
    - (i) 同国の領域におけるテロリストの聖域の一つひとつを撲滅すること。
    - (ii) 合衆国と協力して反テロリズムの取組みを行うこと。
    - (iii) 同国の領域内を通じての大量破壊兵器の拡散及び取引の防止のための行為
- (3) (a)項(2)に関しては、以下に掲げる事項
  - (A) 外国の政府によりそれらの団体に直接 提供され又はそれらの活動への支援とし て提供された重要な財政的支援
  - (B) それらの団体に対する外国の政府による重要な軍事的又は準軍事的訓練又は武器の移転
  - (C) それらの団体による大量破壊兵器の入 手又は開発のための取組み
  - (D) 外国政府によるそれらの団体に対する 外交的承認又は免除特権の提供
  - (E) 国際テロリズムの行為の実行、未遂若 しくは計画について責任を負うべきそれ

らの団体又は構成員への訴追に対する、 外国政府による聖域の提供

(F) それらの団体に直接提供され、又は彼らの活動への支援として提供される国際的な財政支援を排除する合衆国による取組み

(4)-(5) 略

(c) 略

#### (d) 定義

以下の規定に掲げる用語の意味は、この条で用いられるときは、当該各規定に定めると ころによる。

- (1) 「国際テロリズム (international terrorism)」とは、2以上の国民又は国の領域を巻き込むテロリズムをいう。
- (2) 「テロリズム(terrorism)」とは、非戦 闘員に対するサブナショナルな団体又は秘 密工作員によって行われる政治的に動機付 けられた計画的暴力をいう。
- (3) 「テロリスト団体(terrorist group)」とは国際テロリズムを実行する団体又は国際テロリズムを実行する重要な下部組織を有する団体をいう。
- (4) 「領土 (territory)」及び「国の領土 (territory of country)」とは、国の領土、 領海及び領空をいう。
- (5) 「テロリストの聖域(terrorist sanctuary)」及び「聖域 (sanctuary)」とは、以下の(A)及び(B)に定める国の領域内の地域をいう。
  - (A) 次のいずれかの目的のためにテロリスト又はテロリスト組織によって利用される地域
    - (i) 訓練、資金調達、資金供給及び加入 勧誘を含むテロリスト活動を実行する 目的
    - (ii) 中継地にする目的

- (B) 自国の領域のテロリストによる利用に ついて政府が明示的に同意し又は承認の 上で許可し、黙認し又は無視する国で あって、次に掲げるいずれかの法律の条 項に基づく決定に政府が従わない国の領 域内の地域
  - (i) 1979年輸出管理法第6条(j)項(1)号 (A)
  - (ii) 1961年外国補助法第620条(A)項(a)号
  - (iii) 武器輸出管理法第40条(d)項
- (e) 報告書提出期限
  - (1) (a)項に基づき義務づけられる報告書は、 報告書が提出される年に先立つ1暦年の事 項を含むこととする。

(2) (a)項により1988年3月31日までに提出さ れるべきと義務づけられる報告書は、遅く とも1988年8月31日までに提出することと する。

#### 注

- (1) 50 U.S.C. Appx 2405(j)
- (2) 50 U.S.C. Appx 2405(j)
- (3) 8 U.S.C. 1189
- (4) 50 U.S.C. Appx 2405(j)
- (5) 22 U.S.C. 2371(a)
- (6) 22 U.S.C. 2789(d)

(いび みえこ・海外立法情報課)

# 合衆国法典第50編 戦争及び国家防衛 第50編追補 戦争及び国家防衛 輸出規定

U.S.C. TITLE 50. WAR AND NATIONAL DEFENSE TITLE 50 APPENDIX WAR AND NATIONAL DEFENSE EXPORT REGULATION (2006年1月11日現在)

井樋 三枝子訳

#### 第2405条 外交政策管理

(a)-(i) 略

- (j) 国際テロリズムを支援する国々
  - (1) 国務長官が以下の判定を行った場合、物 品又は技術をある国に輸出するためには、 法的に有効である免許が必要とされる。
    - (A) その国の政府が繰り返し国際テロリズム行為のために支援を提供してきているという判定
    - (B) この条にいう物品若しくは技術の輸出が、そのような国の軍事ロジスティックス能力を含む、軍事的潜在性への重要な貢献となりうる又は国際テロリズム行為を支援するためのその国の能力を増強することになるという判定

(2)-(4) 略

(5)

(A) (1)号で用いられる「繰り返し国際テロリズム行為への支援を提供してきた」という用語は、国の領域のいかなる部分についてもテロリスト又はテロリスト組織の聖域として頻繁に利用することを含む。

- (B) この号においては、以下のとおり規定 する。
  - (i) 「国の領域 (territory of country)」 とは、国の領土、領海及び領空を意味 する。
  - (ii) 「聖域 (sanctuary)」とは、以下の(I) 及び (II) に該当する国の領域の地域を意味する。
    - (I) テロリスト又はテロリスト組織に よって次のいずれかの用途で利用さ れる地域
      - (aa) 訓練、資金調達及び勧誘を含むテロリストの活動実施の用途(bb) 中継地点の用途
    - (II) その地域の政府が明示的な同意を もって又は認識をしつつ、自国の領 域についてそのような利用を許可、 許容又は無視している地域

(k)-(s) 略

(いび みえこ・海外立法情報課)